

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービス, その他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

令和2年3月24日

独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
国立西洋美術館長
馬 渕 明 子

1 業務概要

- (1) 業務名 国立西洋美術館総合改修その他工事(防水更新・前庭整備及び企画展示館空調熱源等更新)実施設計業務
- (2) 業務内容 防水更新・前庭整備及び企画展示館空調熱源等更新等に伴う次の設計業務
 - ① 防水更新・前庭整備
 - ② 企画展示館空調熱源等更新
 - ③ 企画展示館空調熱源等更新に伴う自動制御設備更新
 - ④ 本館エントランス空調機器更新
 - ⑤ 移転計画
- (3) 履行期限 令和2年10月30日(金)までとする。
- (4) その他 本業務を進めるにあたっては, 国立西洋美術館本館及び前庭は世界文化遺産であることから, これと連続する企画展示館の設計においても機能面だけではなく, 総合的, 意匠的な面も考慮することが必要である。

2 参加資格, 選定基準及び評価基準

- (1) 本業務に参加希望する者に要求される資格次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ① 独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
 - ② 文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については, 手続開始の決定後に競争参加資格の再認定を受けているこ

と。)

- ③ 公示の日から令和2年5月12日までの期間、文部科学省又は文部科学省関係機関において取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- ④ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できること。
- ⑤ 経営状況が健全であること。
- ⑥ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑦ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ⑧ 管理技術者及び総合担当主任技術者は、提出者の組織に属していること。設計共同体的場合は、代表構成員に属していること。
- ⑨ 東京都、神奈川県、千葉県又は埼玉県内のいずれかに本社、支店又は営業所等が所在すること。
- ⑩ 平成11年度以降に完成・引渡が完了した次の設計業務のうち、いずれかの実績を有すること。

ア 同種業務

RC造又はSRC造、延べ面積2,000㎡以上の美術館・博物館における次の設計業務の実績

- ・ 空気調和設備の主要部分の改修工事の設計業務
- ・ 新築の設計業務

イ 類似業務

RC造又はSRC造、延べ面積1,000㎡以上の美術館・博物館等*における次の設計業務の実績

- ・ 空気調和設備の主要部分の改修工事の設計業務
- ・ 新築の空気調和設備設計業務
- ・ 防水改修工事の設計業務
- ・ 新築の設計業務

*：美術館・博物館等とは、美術館、博物館、民俗資料館、宝物殿、病院、図書館その他これらに類するものをいう。

(2) 参加表明書等を特定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
- ② 企業の実績等
同種業務の有無、ワークライフバランスの推進
- ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性
- ④ 課題についての提案
提案の的確性、提案の実現性

3 手続等

(1) 担当部局

〒110-0007

東京都台東区上野公園7番7号

独立行政法人国立美術館

国立西洋美術館総務課会計担当係 東谷，酒田

電話03-3828-5143

(2) 参加表明書等の交付期間及び場所

交付期間：令和2年3月24日（火）から令和2年4月14日（火）までの午前10時00分から午後5時00分まで。

ただし，土曜日，日曜日は除く。

交付場所：(1)に同じ。

交付方法：(1)に電子記憶媒体（CD-R又はUSBメモリ）を持参し，データにて交付を受けることとする。

(3) 参加表明書等の提出期限，提出場所及び方法

令和2年5月12日（火）午後5時00分までに(1)へ持参すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

ただし，有価証券等の提供又は金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書等は，無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務）

(7) ヒアリングの詳細は，別途通知する。

(8) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)に同じ。

(9) 記2(1)②に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書等を提出することはできるが，記3(3)の提出期限の日において，当該資格を満たしていなければならない。

(10) 詳細は説明書による。